



2020年12月18日

各 位

会社名 **株式会社 マキタ**
代表者名 取締役社長 後藤 宗利
(コード:6586、東証・名証第一部)
問合せ先
取締役執行役員管理本部長 大津 行弘
(TEL 0566-97-1717)

指名・報酬委員会の設置及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、指名・報酬委員会を設置することを決議するとともに、2021年6月に開催予定の当社第109回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名・報酬委員会の設置

(1) 指名・報酬委員会設置の目的

当社は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることによって、取締役等の指名等及び報酬等に関する手続きの客観性・透明性・公正性を確保し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、「指名・報酬委員会」を設置することといたしました。

(2) 指名・報酬委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問または委任を受けて、主に取締役等の指名等及び報酬等に関する以下の事項について審議し、取締役会に答申または決定を行います。

①諮問事項

- 1) 取締役及び執行役員等の選任及び解任に関する事項
- 2) 代表取締役の選定及び解職に関する事項
- 3) 代表取締役、取締役及び執行役員等の指名に関する方針
- 4) 代表取締役社長の後継者計画に関する事項
- 5) 取締役及び執行役員等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
- 6) その他取締役会が必要と認めて諮問した事項

②委任事項

- 1) 取締役及び執行役員等の個人別の報酬等の内容の決定
- 2) その他取締役会が必要と認めて委任した事項の決定

(3) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役 3 名以上で組織し、その半数以上を独立社外取締役といたします。なお、委員長は独立社外取締役の中から指名・報酬委員会の決議によって選定いたします。

(4) 設置日

2020年12月18日

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 監査等委員会設置会社への移行の目的

当社はこれまで独立社外取締役の複数選任等によって、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。今般、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員として議決権を有すること等によって、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。

(2) 監査等委員会設置会社への移行の時期

2021年6月に開催予定の当社第109回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

(3) その他

移行に伴う定款変更の内容及び役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上